

建設経済の最新情報ファイル

**RICE** monthly

RESEARCH INSTITUTE OF  
CONSTRUCTION AND ECONOMY

# 研究所だより

No. 120

1999 2

## CONTENTS

I.	地方公共団体の「公共工事コスト縮減に関する行動計画」 ～平成9年度の実施状況のフォローアップについて～	1
II.	建設業を再考する Rethinking Construction (建設タスクフォースによる報告書・1998年7月) その2	6
III.	<海外特派員レポート⑫> イギリス 地域開発庁法(Regional Development Agencies Act '98)の概要	16
IV.	米国の建設市場予測 '99 ～ENR誌から	24



財団  
法人 建設経済研究所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-9 住友新虎ノ門ビル7F

TEL : (03)3433-5011 FAX : (03)3433-5239

URL : <http://www.rice.or.jp>

# I. 地方公共団体の「公共工事コスト縮減に関する行動計画」 ～平成9年度の実施状況のフォローアップについて～

地方公共団体では、「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を策定し、平成9年度より3か年計画で施策に取り組んでいるところである。当研究所では、平成9年度のコスト縮減実績の結果を公表している地方公共団体（23団体）の協力を得て、その実態を探ってみた。

## 1. はじめに

平成9年4月に政府によって発表された「公共工事コスト縮減に関する行動指針」（以下、「政府行動指針」という）をうけて、都道府県・政令指定都市は、「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」（以下、「行動計画」という）を策定・発表し、現在もその施策に取り組んでいるところである。

地方公共団体が策定した行動計画は、ほぼ政府行動指針に準じており、平成9年度から平成11年度末までにすべての施策を完了し、平成8年度の標準的なコストと比較して10%以上削減するという数値目標を掲げている。また、実施状況については、定期的にフォローアップすることになっている。

そこで、当研究所では、平成9年度のコスト縮減のフォローアップ結果を公表している都道府県・政令指定都市の協力を得て、その実態を探ってみた。

## 2. 政府の平成9年度コスト縮減フォローアップ結果

地方公共団体のコスト縮減成果のフォローアップについて言及する前に、政府が公表したフォローアップ結果について見ていくことにする。

政府行動指針に基づいて、各省庁がその行動計画に従って取り組んだ結果は表1の通りであり、政府全体で3.0%縮減（間接的施策の0.6%を含む）、縮減額にして1,995億円となっている。平成9年度から3か年計画で10%以上削減するという目標から見ると、初年度で、ほぼ3分の1を達成している。

表1 全省庁、全公団等の平成9年度実績

	平成9年度縮減率	平成9年度縮減額	目標値
直接的施策	2.4%	1,609億円	6%以上
間接的施策	0.6%	386億円	4%以上
合計	3.0%	1,995億円	10%以上

出所：『公共工事コスト縮減対策に関する行動指針—初年度の成果一』

建設大臣官房技術調査室 建設コスト管理企画室より

### 3. 地方公共団体のコスト縮減のフォローアップ結果

#### 3.1 フォローアップ結果の公表状況

平成9年度については、地方公共団体の行動計画のフォローアップ結果の公表は、各団体の判断に委ねられているため、当研究所で各団体に行動計画のフォローアップ結果の公表の有無を確認したところ、23団体から縮減率の公表資料を入手することができた。

公表している団体を地域別でみてみると、表2の通りであり、都道府県は21団体(44.7%)、政令指定都市は2団体(16.7%)となっている。地域別では、東日本地域で、フォローアップ結果を公表している団体が多い。

表2 コスト縮減実績公表団体（地域別）

地域	実績公表団体	全団体数
北海道	1	2(1)
東北地方	4	7(1)
関東地方	6	12(3)
中部地方	4(1)	5(1)
北陸地方	2	4
近畿地方	0	9(3)
中国地方	1	6(1)
四国地方	3	4
九州・沖縄地方	2(1)	10(2)
合計	23	59(12)

注1 ( ) 数値は、うち政令指定都市数

注2 地域分類は、公共工事着工統計に準じる

フォローアップ結果を公表していない団体でも、内部では集計しているとの回答であったが、以下のような理由から平成9年度については、公表を見送ったようである。

- ①行動計画を平成9年度下半期（一部の団体は、10年度）に入ってから策定したため、取り組み期間が非常に短い。
- ②はっきりとした評価手法が確立していない。
- ③モデル工事だけの取り組みであると、数値だけが一人歩きする可能性がある。

なお、いずれの団体も、平成10年度のコスト縮減のフォローアップ結果については、建設省からの要請もあり、公表するとしている。

### 3.2 フォローアップ結果の分析

フォローアップ結果を公表した団体においても、モデル工事のみについて縮減実績を公表していたり、間接的施策については、政府推計値をそのまま使用するなど、対象工事、対象期間等が各団体により異なっているため、各団体の数値を単純に比較することはできない。

しかし、全体としての傾向を探るために、以下では、便宜上、工事を選定する際に恣意性の介入する余地の大きい「モデル工事」を対象として縮減実績を公表した団体とそれ以外の団体とに分けて、それぞれの直接的施策の縮減率について分析を行うことにする。なお、縮減額については取り組み期間に比例するため、今回は分析の対象とはしない。また、直接的施策と間接的施策の区別をおこなわずに縮減実績を公表した団体（1団体）と縮減額のみ公表した団体（2団体）は除外することにする。

#### 3.2.1 全体的な縮減実績を公表した団体

ここでは縮減実績の公表資料の中にモデル工事に限定する等の条件設定がなかった15団体（都道府県14団体・政令指定都市1団体）を、全体的な縮減実績を公表した団体として考えることにする。ただし、政令指定都市は、1団体であるため、個別には議論しない。

直接的施策のコスト縮減実績（平均値）は、表3のとおりであり、都道府県…1.66%、都道府県・政令指定都市…1.69%となっている。間接的施策による縮減率に関しては、ほとんどの地方公共団体で政府推計値をそのまま利用していることから、同様の0.6%であったと仮定すると、平成9年度のコスト縮減実績は、全体平均で2.29%を達成したことになる。

また、直接的施策の縮減率の分布を見てみると、1%以上～2%未満が最も多く、全体

の5割弱を占めている。結果的に県内、まず前面に並んで「建設省実績でやめておこう」とする方針を表明したが、建設省は依然として「建設省実績でやめておこう」とする方針を表明している。

表3 平成9年度 直接的施策コスト縮減実績

	平均縮減率(%)	間接的施策(%)	合計(%)
都道府県	1.66	0.6	2.26
都道府県・政令指定都市	1.69	0.6	2.29

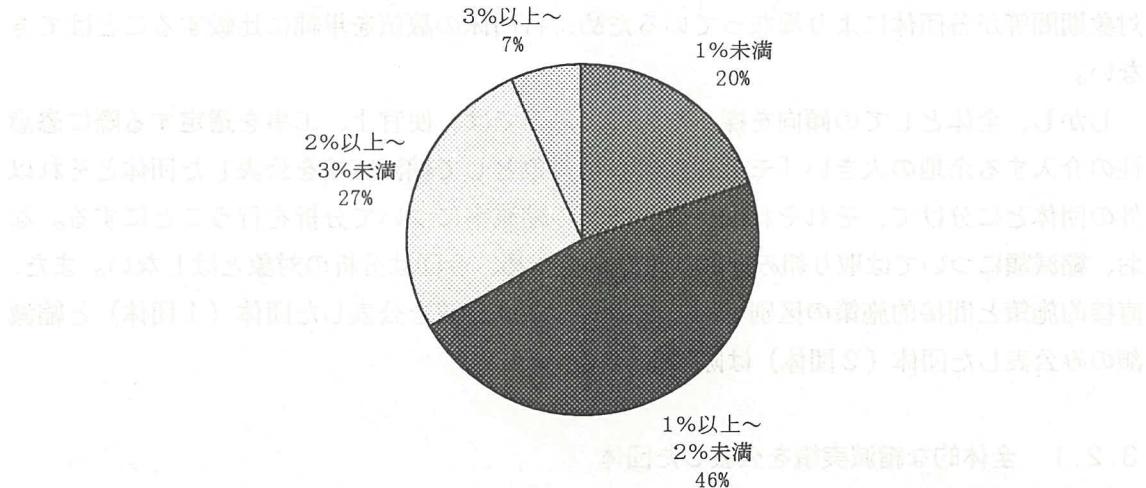
注1 実績公表した都道府県…14団体、政令指定都市…1団体を対象。

注2 間接的施策は、政府推計値

注3 「モデル工事に限定する」という条件がない団体について集計。

注4 取り組み期間については考慮していない。

図1 直接的施策縮減率の分布



注：都道府県…14団体、政令指定都市…1団体を対象

### 3.2.2 モデル工事等を対象とした団体

モデル工事を対象あるいは推計可能な施策を対象としてコスト縮減のフォローアップ結果を公表している団体は、5団体あるが、全ての団体で4%以上の非常に高い縮減率となっている。

このように高い縮減率となっているのは、モデル工事の選定段階で取り組みやすい工事を対象としているほか、設計段階での見直しなど縮減効果の大きい施策を取り入れたこと

によるものと推測される。したがって、高い縮減率＝取り組みが活発であると判断することは、できない。(平成9年「省エネルギー活動実績」)

10月1日付の「省エネルギー活動実績」(平成9年)によると、

#### 4. おわりに

平成9年度のフォローアップについては、取り組み期間が短かったこともあり、十分な実施ができなかつた面もあるだろうが、縮減実績を公表した団体を見る限り、2.39%という縮減率は取り組み初年度としては、まずまずの滑り出しであると思われる。

今年度以降は、職員へコスト縮減の意識が浸透しているであろうし、地方公共団体によっては、VEを積極的に取り入れるなど、制度面でも積極的な改正が行われている。このような環境下において、「広範な取り組み」の効果が相互に影響し、建設業者に「不当なしづ寄せ」を行うことなく、一層のコスト縮減が達成されることを期待したい。

（上段）の音楽で、それが何をかうやつて、あらゆるものが、おもむろに（担当：水野）

（中段）の音楽で、それが何をかうやつて、あらゆるものが、おもむろに（担当：水野）

（下段）の音楽で、それが何をかうやつて、あらゆるものが、おもむろに（担当：水野）

## II. 「建設業を再考する Rethinking Construction」(建設タスクフォースによる報告書・1998年7月)」その2

前月号に引き続き、イギリス建設業における変革の提言「Rethinking Construction」の後半部分（第4章から第6章まで）の抄訳を掲載する。

本提言の全体概要版は研究所だより 1998 年 12 月号に、前半部分（前書き、要約、第1章から第3章まで）は研究所だより 1999 年 1 月号に、それぞれ掲載しているので併せて参照されたい。

### 第4章 改善を可能にする

英國建設業の慣習・構造の本質的な変革には、プロジェクトプロセスの改善を可能とするために、労働条件、技能と訓練、設計方法、技術の活用、業者間関係の改善が含まれる。建設行為の変革は、まず建設業に関わる「人」から行う必要がある。労働者の「質」だけではなく、「扱われ方」も、変革の基本的な部分である。

#### ＜適切な労働環境＞

労働者に制服や適当な施設や休憩所を供与するのに、大きな労力は必要ない。建設現場というのは、建設業とそこで作業する会社にとっての「宣伝材料」となりうるのである。

多くの事故は、作業員が十分に訓練されておらず、工程を無視して作業を行っているときに発生する。タスクフォースの改善への目標に対する、衛生と安全の行政官のコメントによれば、衛生と安全に関する悪い成績という結果に対して企業の福利厚生を反映させることを考慮するだけでなく、休業日数分、事故を起こしたときに告発される場合、極端なときには建設現場の強制閉鎖に関するコストの面も同様に考慮するよう建設業に要請したことである。

#### ＜さらなる、そしてより良い訓練＞

建設業が、その生産性を改善するために適当な技能を保有しているのかどうか、われわれは疑問を出してきた。われわれの見解としては、以下のような重大なギャップがある。

- ・経営層レベルでは、経営のバランス感覚やリーダーたる資質を持ち、その階層でベストになるという献身的な人物が不足している。建設業は、優秀なリーダーを育てるために必要なキャリアストラクチャを構築する必要がある。
- ・プロジェクトマネージャーレベルでは、プロジェクトを集約し、パフォーマンス改善をリードする訓練を施す必要がある。
- ・建設現場でのキーマンは現場監督である。国際的には英国の現場監督のレベルは高いものであるが、現場監督への訓練の成績はひどいものである。
- ・設計者は、プロジェクトプロセスやサプライチェーンに対してどのようにすれば価値を

- 与え得るかという知識を身に付ける必要がある。
- ・多能化が十分ではない。近年のビル建築技術は、専門技能のみを習得している作業者よりも、工程に基づいた幅のある職務を遂行できる作業者のほうが多く必要となる。
  - ・グレードアップ、再訓練、継続的な学習という言葉は建設業の辞書にはない。使用可能となった新技術を建設作業員がうまく使えないために、建材業者の技術革新が妨害されることについて、建材業者の間で不満が持ち上がっている。

訓練と品質は密接に結びついている。建設産業がその労働者に対して、チームワークの考え方について教育しない限り、品質は改善されないし、コストは下がらない。公共発注部門を含む全ての主要な発注者が、訓練された労働者を使用する建設業者を優先するならば、訓練は重点を置くのに値する。主要な発注者がこれを達成する方法の一つは、作業者が建設技能を証明する制度による有効な技術証明書を持つようにすることである。我々は、適切な技能を有していない作業者の雇用を不可能とするような制度の拡張を期待したい。

#### ＜建設と供用の設計＞

設計通りに施工しようとして、とても多くの時間と努力が建設現場で費やされている。設計がプロジェクトプロセスにおいて分離していることが、建設産業の根本的な問題である。典型的なプロジェクトにおいては、設計と施工の間で有意義な再調整の必要があり、設計は、施工と供用時のパフォーマンスに的確に結びつかなければならない。

- ・建材業者と下請業者は、設計チームに完全に包含されなければならない。建設業は、“施工のための設計”という概念を発展させる必要がある。
- ・完了したプロジェクトの経験が、次に活かされなければならない。
- ・品質は、設計段階では基本的なものでなければならない。建設現場で施工が始まる前に、欠陥や障害はコンピュータ上で設計段階から排除しておく必要がある。
- ・プロジェクトプロセスにおいて、設計者は他の参画者たちと密接に協力して仕事をするべきである。事業コストの比率に基づいて設計料を定める方法では、効率的に建設するというインセンティブを与えない。
- ・設計には、エネルギー消費や維持補修のコストを含んだ、ライフサイクルコストを包含する必要があり、耐久性も同様に大切である。
- ・発注者も効率的な設計のための責任を引き受けなければならない。より良い効率性や品質をもたらせるのであれば、プロジェクトを向上させる資源の必要性について、建設業は発注者に理解させなければならない。

#### ＜標準化＞

建設の設計段階での改善を可能とするために、標準化も重要な役割を果たす。われわれは、発注者や設計者に対して、標準化された部材の使用や、標準化によってもたらされる効率性や品質の利益についての測定を行うように求める。標準化によって、何が、誰によ

って、どのように、いつ、なされるかを予見することが可能となる。

#### ＜道具としての技術＞

タスクフォースは、技術そのものは建設工事において、より多くの効率性と品質向上の一助となり得るべきものではないと考えている。変革へのアプローチは、最初に慣習を整理し、次に工程を明確にしたり改善したりして、最後にこれらの慣習や工程の改善を支援する道具としての技術を用いることである。

ヨーロッパの住宅現場では、高度のプレハブ化、事前組み立て化、標準化を伴う革新的な形態で行われている。建設業者やディベロッパーは、効率的な節約は建設技術の賜物ではなく、実際に現場で費やされる時間を最短とする、建材供給者や製造者との事前計画であるとしている。

新技術がとても有効な道具となっている一つの領域は、建築物と部材の設計と、建設チームを通じた設計情報のやり取りである。

#### ＜より良い規則＞

建設や開発において規則による管理の枠組みは必要であり、実際、効率性や品質向上の一助となりうる。しかし、英国では規則の解釈と適用が首尾一貫しておらず、プロジェクトを迅速かつ効率的に遂行することを困難にしている。これにより、重大なコストや（工事）遅延が、設計・計画段階でしばしば発生する。

建築管理のような規則・制度において生産高をより高めるための余地があるならば、建設業者やその発注者は、細かな規制を課すよりもパフォーマンスを遂行することができる。先を見通した土地使用の計画システムをつくることは、建設業、特に住宅建築の効率性改善の一助となる。

#### ＜長期間の関係＞

他産業において徹底的なパフォーマンスの改善をもたらすのに不可欠な要素は、相互利害に基づくサプライ・チェーンを通じた長期間にわたる関係や提携から発生してきた。提携を行わないチームは、改善の可能性を学べないし、長期間にわたって増加する効率性の改善を行う機会を持たない。提携の概念は、どのようにして建設業の効率性と品質を改善し得るか、全ての発注者に対して役に立つかというわれわれの意見の基本となるものである。

第3章で、建設業の長期にわたる関係の必要性を述べてきた。一連のプロジェクトにおけるパートナリングは、建設業が価値のある改善の遂行をするためにますます用いられるべき有効な道具である。建設業はいま、さらなる段階を進行中であり、長期の提携を発展させている。これは、発注者ニーズの確認から実現までという、生産物のプロジェクト全体での過程における全ての人々を包含している。

- これに関係して、タスクフォースは以下のことを望む：
- ・パートナーの新しい選定基準。これは、最低価格のことではなく、Value for Money (VFM)（訳注）ということである。パートナリングとは、チームワーキングの姿勢、革新を行う能力、有効な解決法の提供に基づいた選定で行われることを意味する。
  - ・全てのチーム参画者は、発注者に対する付加価値の利益を共有する。発注者が全ての利益を取ってはならない。
  - ・契約上の信頼の終止。効果的なパートナリングは契約に頼ってはいけない。契約はプロジェクトの費用を著しく増大させ、しばしば発注者にとって価値を加えない。建設業者と発注者間の関係が確実に根づいていて、各当事者が相互信頼を認識しているのであれば、形式的な契約書類は徐々に時代遅れになる。
  - ・パフォーマンスの測定方法を導入し、発注者とプロジェクトチームと供給者間の関係を統制する主要な手法として、品質、時間、コストの面において明確な改善の目標に向かって競争を行わせること。

#### 契約にかわるパフォーマンス測定

ニッサンのQCDDMというサプライ・チェーン・マネジメントシステムは、世界で最も効果的なことで知られている。これは、協議された絶え間ない改善の目標に対して、品質、コスト、配送、設計（デザイン）、管理という項目で全ての供給者を測定する。それぞれの要素について、供給者は生産品と工程の範囲で点数を付けられる。毎月、遂行情報を照合し、他のサプライヤーに関する状況を各サプライヤーに知らせることによって、競争がサプライ・チェーンを通じて生み出されている。

このような関係は必然的に、相互依存、仕事の流れでの連続性を必要とし、関係が安定していない場合は少なくともビジネス上の先見性が必要となる。タスクフォースは、これは建設産業には困難であると認識している。しかし、経験上、長期間にわたるパートナリングの手法は、連続的に仕事を発生させ、そして、品質の点で発注者によってプレミアが増幅されている建設産業において特に現実のものとなり得よう。

#### ＜入札の信頼性の低下＞

提携とパートナリングによって最も早急に達成可能な節約は、入札を必要としないところから生じる。これは、特に公共部門にとっては意に反するかもしれないが、入札を減らすためにプロセスを修正する方法は、重要である。発注者の、「VFMを手に入れるためにはどのようにすれば満足できるのか」という問い合わせに対する答えは、建材業者とそれらのパフォーマンスの明確な測定とを比較することにある。パートナーを選定するために必要とされる手法とともに、定量的なパフォーマンス目標とオープンブック会計方式によって、VFMは十分に論証され、適切に監査されるとタスクフォースは確信している。

建設産業の慣習に関して必要とされる根本的な変革については、数は少ないが大きな達成者がいるように思われる。低価格競争や不適切な利益主義は、何も利益をもたらさない。

建設業の長期にわたる健全性とその発注者のために、英国建設業において可能な根本的で持続性のあるパフォーマンス改善の考え方を見てみたい。

## 第5章 住宅建設分野の改善

タスクフォースは、住宅分野の発展においても、建設業の他の分野と同様に、十分にパフォーマンスの改善の余地があると考えると同時に、我々は、この分野の発展を助長する特有なイニシアチブがあるはずであると信じている。

### <期待の持てる発展>

最も革新的な住宅の建設は、海外で着手されているけれども、英国における民間及び公共の住宅部門においても、期待の持てる発展がある。高品質の公共住宅は、同様に増加してきている市販の住宅と見分けがつかないほどありふれたものになってきている。公的住宅部門において、主要な団体発注者（住宅協会、地方自治体）は、高品質を確保しつつ工期と建設コストの著しい改善をはかるような住宅建設の革新的な方法の調査に力を入れている。

公的住宅部門においては、住宅協会が新しい住宅の主要な供給者である。1998-1999年で、住宅協会は、約20億ポンド、約3万戸（新規建設と補修を含む）にも及ぶ計画を開始する予定にしている。多くの公的住宅が2,3の主要な発注者によって発注されているという単純な理由から住宅建設のパフォーマンスの改善に関する主要な初期の機会は、公的住宅分野に存在するとタスクフォースは信じている。我々は、公的住宅分野を発展させるために改善された仕事のやり方が、広い住宅市場における期待と活動に影響を与えることを期待しており、公共部門と民間部門が相互に発展していくような余地は、大きいと思っている。

#### 住宅建設分野における発展

ウェストバリー・ホームズ社は、住宅建設に対する革新的な取組みを積極的に追求している。彼らは、新しい市場へ参入することを可能にする製品を開発するために、新しい発注者重視の方法を開発している。彼らは、実験プロジェクトにおいて、新しい建設材料システムや生産過程を試行している。そして、彼らは、彼らの建材業者とのパートナーリング構造を発展させている。ワインペイ・ホームズ社とウェストバリー・ホームズ社は、新しいサプライチェーン管理技術を実行するために製造業から経営レベルの専門技術を取り入れた。

多くの大規模な住宅建設業者と同様に、ボビス・ホームズ社は、過去3年にわたって大量に購入した材料によって建設された標準的な計画方式を使って、住宅を標準化した。標準的な住宅様式は、販売、市場調査チームや発注者からの反応に応えて、生産開発チームによって定期的にリエンジニアリングされる。発注者が求めているものに関する調査は、質問状を使って継続的に実施されている。発注者の価値観は、価格、土地、外観、建設の質によって定義されている。発注者への十分なケアサービスもまた提供されている。

サザン・ハウジンググループ、ピーボディ、ハイド・ハウジング協会、ギネス・トラストのような住宅協会は、コストが低く、品質が高く、かつ適用性がある住宅の調達方法を改善するために、外国から学んでいる。たとえば、ダッチ・オープン・ビルディング社の方法は、新築と改修工事の両方で、入居者に対して広範な内装部材の選択肢を提供している。日本の積水やトヨタで使われているモジュール産業住宅システムは、建設コストや工期を短くするために、試行されている。そして、厳しい品質管理を提供している。このシステムは、時間と金がかかる手戻りを排し、欠陥ゼロの住宅を供給し、利益を生み出す。

ウィルモット・ディクソン社のような公的住宅市場における主要な業者は、非常に改善された製品やサービスを住宅協会へ引き渡すことを目指して独自の革新的な戦略を開始した。また、レッドランド社やヘップウォース社のような建材業者は、建設のスピードアップ化を図るためによりよい建材システムを開発するために、研究開発にかなり投資している。

### <変化の可能性>

タスクフォースの行動計画を支持し、タスクフォースの考え方を実証するためのより広範にわたるミーティングプログラムの一部として、住宅公社は、いくつかの主要な住宅協会や住宅建設会社の代表者を招待して研究会を組織した。それらは、根本的な変化の可能性を評価する有用な機会を与えた。これらの研究会の重要な点を以下に示す。

- ・発注者としての住宅協会と建設会社双方のより優れた効率性と品質を追求することに対する熱意。
- ・住宅建設産業のパフォーマンスに与える極めて重要な発注者の影響。自身が求めるものが何で、それに対していくら払う用意があるかを知っており、自身の要求を明確に把握できる博識で要求の厳しい発注者は、近代的で卓越した世界一流の住宅建設産業をつくるためには欠くことができない必要条件となる。
- ・厳密な目標が設定され、首尾一貫した基準の下でそのパフォーマンスが測定されることのみが、住宅建設産業における持続した改善をもたらすという信念。
- ・革新性、建設材料の標準化、コストの効率性についての段階的な改善の達成は、競争よりも、発注者、建設会社、建材業者間の連携により成し遂げることができること。

### <住宅フォーラム>

主要な住宅協会、主要な住宅建設会社、及び建設会社によって構成されるフォーラムは、変化を促進させる働きがあるということが、これらの研究会の結論であった。このフォーラムの主要な目的は、発注者、建設会社、建材業者に以下に示すようなパフォーマンスの改善をもたらすことである。

- ・改善の目標、パフォーマンスの指標、データの収集、分析、普及のための取り決めに対

して同意すること。

- ・革新的な実験プロジェクトの発注やその評価及び成功した実績を普及するルールを構築すること。
- ・調達過程を簡素化し、サプライチェーンを合理化し、構成要素のつながりを標準化すること。
- ・一貫性、連続性、革新性およびVFMを確実なものとするために、発注者と供給者間の長期間のパートナーリングを構築すること。

#### <政府の支援>

フォーラムのメンバー間では、将来への方向性について同意することになったとはいえ、政府からの事前行動支援や奨励もまた欠くことができない。タスクフォースはこれを以下に示す3つの形で考えている。

- ・フォーラムの事務局を支援するための起爆剤となる資金を引き出すこと。発注者や建設会社からの会費徴収と並行して、我々は、環境交通地域省と住宅公社も部分的にフォーラム事務局の経費を負担すべきであると考える。
- ・実験プロジェクトに対して資金を供給すること。政府は、住宅公社が策定した公認開発計画の中で、実験プロジェクトのための割り当て予算をつけるべきである。我々は、1千万ポンドの予算を提案する。これは、民間資金と合わせると、年間総額で2千万ポンドの革新的な開発計画を支援することになるであろう。
- ・改善されたVFMをもつ投資プロジェクトを優先すること。長期的にみると、フォーラムが成功すれば、より低いコストで、より革新的な、より価値のある住宅が実現するだろう。これらのプロジェクトは、将来の公共投資の配分において高い順位を継続的に獲得し、持続的な改善の勢いを強めることになるであろう。

#### 第6章 将来に向けて

タスクフォースは、近代化された建設産業の大望を達成するための将来への道は、以下に示す当事者の献身の中にあると信じている。

- ・建設業の効率性や品質を抜本的に改善するために、我々の提言内容の実行を先導する責任を果たすという主要な発注者の献身。
- ・実現可能で重要なパフォーマンスの改善を普及し、このようなパフォーマンスの改善を時折の発注者や経験の少ない発注者に提供するといったことを主要な発注者と共にを行う建設業の献身。
- ・建設業のパフォーマンスの劇的な改善を可能とするために必要な環境を作り出し、維持

とともに、公共部門が最も熟練した発注者となるように推奨するための政府の献身。

#### ＜実験プロジェクト＞

タスクフォースに代表者が出ている主要な発注者は、タスクフォースの提示した考えを発展させ実証するための実験プロジェクトに着手することによって、パフォーマンス改善の先頭に立ち、彼ら発注者の関与を実証することに同意している。しかしながら、タスクフォースとしては、これだけで十分とは考えていない。タスクフォースは、発注者と一緒に仕事をしている建設会社、設計会社、建材業者の他に建設産業の官民の主要な発注者にも声をかけ、タスクフォースが革新性を実証し、発展させられるような同種のプロジェクトを提案してもらいたいと思っている。我々は、少なくとも5億ポンドに上るプロジェクトをもってスタートを切りたいと思っている。

我々は、このプロジェクトの中核と住宅建設フォーラムとが建設産業における変化と革新性の動きの基礎となるべきであり、主要な発注者と建設会社の間で経験をプールし、アイデアを創造し、品質と効率性の改善を図るべきであると提案する。このような動きは、建設産業が主要な発注者によって示された手本から恩恵を受け、さらに建設産業自身が先進性を発揮することのできる重要な手法であると我々は考えている。

#### ＜変化への動き＞

我々は、事務当局にも援助されながら、タスクフォースの提案するアイデアを応用することにより、プロジェクトの実施や会社のパフォーマンスの改善に献身する一団の人々こそが変化への動きとみなしている。この動きは、建設技術・技能を発展させ、効率性や品質を向上させるためにアイデアを交換するようなネットワークとなるであろう。このような動きは、以下に示すような項目に、献身を示すことができるすべての人達に公開されるべきである。

- ・建設の知識と実施を最良のものとするために実験プロジェクトを実施すること。
- ・活動の全ての局面において、常に発注者のニーズに焦点をあてること。
- ・自己の組織の枠組みの中やサプライチェーンを通じて、プロジェクトの過程に関与する全ての当事者の貢献を奨励する信頼と尊敬の考え方を推進させること。
- ・スタッフすべてに対して十分に訓練を行い、彼らスタッフが最善を尽くすことができる雇用や施設の条件を提供すること。
- ・他社のプロジェクトやプロジェクトの過程と比較して、自社のパフォーマンスを測定し、その結果を幅広く産業で共有すること。
- ・改善されたパフォーマンスの効用を全ての発注者に提供すること。

#### ＜知識センター＞

知識センターを開発することは、建設産業にとって、緊急に必要なことである。この知識センターを通して、産業全体および発注者のすべてがよい実績、革新性、会社やプロジェクトのパフォーマンスに関する知識、なかでも実験プロジェクトから得られた知識入手することができる。知識センターは、客観的で、公平で、効率的であることが重要である。環境交通地域省は、すでに「建設最善行動計画」(Construction Best Practice Programme)を進展させており、我々は、建設業のための全国的な知識センターを造る際に、この計画を利用するよう環境交通地域省に要請する。

#### <公共部門の発注者>

公共部門は、建設産業の最も大きな発注者である。タスクフォースは、公的機関が最善の発注者となるよう、政府が責任をもって先導することを勧告する。我々は、この様なプロセスが、公共部門が建設物を調達する方法の本質的な改善から始まらなければならないと信じる。

政府は、公共一民間のパートナーシップ (P.P.P.) と PFI を通して、調達政策に画期的でしかも成功する変化をもたらす自らの能力をすでに証明している。施設に対してどのような機能を求めているのかを的確に定義し、建設産業が革新的な方法で対応することを認めることによって、政府の省やエージェンシーは、規範的な設計や入札の伝統的なプロセスによって今まで埋没していた独創的な発想を呼び起こし始めた。我々は、この方法が公共部門の中で、標準的なものになることを望んでいる。

#### <時折の発注者>

この報告書は、大部分が建設プロセスについての知識を持つ発注者の観点から記述されている。建設業の改善について主導性を發揮できるのは、これらの発注者であることから、このこと自体は当然のことといえる。しかしながら、多くの新たな建設、修繕、維持工事は、時折の発注者や経験の少ない発注者のために行われており、彼らの多くが大きなプロジェクトを発注していることを我々は、知っている。このような発注者は、しばしば建設プロセスに不慣れで、建設産業が発注者の要望に効率的に応じることができる環境を提供することができない。この点は、タスクフォースにとっての重大な関心事である。なぜなら、我々は、産業全体に渡って意味のあるパフォーマンスの改善を実現することを望んでいるからである。

#### <ブランド化された製品>

建設産業は、主要な発注者によって示されている改善の機会を逃さず捉え、その改善の成果をすべての顧客に提供する責任を持っていると、タスクフォースは信じている。建設産業は、一度限りの発注者やプロジェクトへの一回限りの接触に対してもサプライチェーンを構築しなければならない。建設産業は、顧客の期待を上回る製品やブランドを開発し、

建設産業の確実性や誠実さに関して顧客に信頼を与えなければならない。

建設産業は、顧客が産業の製品を理解し、製品の中から選定するために使用することができる“which 報告書”又は”JD Power 調査”に匹敵する独立しかつ客観的なパフォーマンスの評価を取り入れなければならない。我々は、この挑戦の大きさ、及び達成されるまでに多くの年月が費やされるであろうことを承知している。我々は、競争入札、紛争、低い利ざや、発注者の不満といった建設産業を衰弱させるサイクルから逃れるために採り入れることができる現実的な戦略を他には思いつかない。

我々は、将来への方向性について度々提案してきたが、我々の報告書には細目に関する勧告をほとんど含んでいない。この方法は、よく考えた上でのことである。タスクフォースが求めているものは、一連の機械的な活動ではなく、スタイル、考え方、プロセスの変化だからである。我々は、発注者、建設産業、政府に対して変化をもたらすために必要な詳細行動計画の作成を望んでいる。もし、変化の精神がこのひどく保守的な産業の中に本当に根づくならば、タスクフォースの目的は達成されたといってよい。タスクフォースのメンバー達は、変化を実行するための極めて重要な過程の手助けをする覚悟である。

（要約）

要約すると、タスクフォースは、英国建設業が既に実施していることに目を向け、それを改善することを求めているものではないことを強調したい。我々は、建設産業と政府が主要な発注者とともに、今までとは全く違った方法で実施することを求めているのである。我々が提案していることは、建設の方法の根本的な変革である。我々は、5年以内に建設産業が、消費者志向に最も成功している製造業やサービス産業と同じ方法で、消費者に対してその製品を提供することを期待している。実現可能かつ必要な効率性と品質の劇的な向上を達成するためには、我々すべてが建設産業を考え直さ（rethink）なければならない。

（訳注） VFM

Value for Money の略。「ある一定の支払に対して最大の価値・サービスを提供する」という考え方。

（担当：浜田、兜山）

（担当：浜田、兜山）

（担当：浜田、兜山）

（担当：浜田、兜山）

（担当：浜田、兜山）

（担当：浜田、兜山）

（担当：浜田、兜山）

（担当：浜田、兜山）

### III. <海外特派員レポート⑫>

#### 地域開発庁法(Regional Development Agencies(RDAs) Act '98)の概要

在イギリス日本国大使館の神山一等書記官から、99年4月1日に発足予定である地域開発庁法(Regional Development Agencies Act '98)の概要が寄稿されたので紹介する。

##### 1、RDAとは

###### (1)はじめに

RDAとは、97年5月に成立した労働党政権下において、今春に設立が予定されている地域振興のための機関。

その設立に関する基本的な政府方針は、97年12月3日刊行の環境交通地域省(DETR, Department of the Environment, Transport and the Regions)による白書「繁栄のためのパートナーシップの構築-イングランド各地域における持続可能な成長、競争性及び雇用促進を求めて(White Paper 'Building Partnerships for Prosperity - Sustainable Growth, Competitiveness and Employment in the English Regions')により示され、設立根拠法は The Regional Development Agency Act 1998 であり、98年11月19日に国会承認された後すぐに施行され、RDAは99年4月1日に発足予定である。

以下は、同法案をもとにRDAの概要をごく簡単にまとめたものである。

(注) 但し、ロンドン地域においては2000年に設立される大ロンドン市(GLA, Greater London Authority)がRDAを兼管するため、同地域のRDAの発足も2000年となる。

###### (2) 地域区分

1993年に合同化された中央政府地方支分部局(GOR, Government Offices for the Regions=当時の環境省、交通省、貿易産業省、教育雇用省の地方部局が統合されたもの)とは別組織としながらも、イングランドにおいて同様に区分された9つの地域においてそれぞれRDAを創設する。RDAの区域区分は上記GORの区域区分と同一とする(但し、North-West及びMerseysideは単一RDAが所管する)。

###### (3) メンバー構成

各RDAは、DETR大臣により任命された8~15人の理事(member)より成り、その中から理事長(Chairman)及び副理事長が選出される。任命に際し、大臣は関係自治体、地元経済界、地元労働者の代表に協議するものとする。

他方、職員(staff)は、DETR大臣の承認のもと、理事により任命される(但し、設立時においてはDETR大臣が任命)。RDA理事・職員の身分は国家公務員(the servant of the Crown)ではない。

(注) 99年1月末までに理事及び事務総長(Chief executive =職員トップ)は任命済み。

#### (4) 設立目的

- ・経済開発及び都市再生を一層促進する。
- ・経済投資を促進し、一層の効率化を図り競争をもたらす。
- ・地域の雇用を促進する。
- ・雇用に必要な技能を開発・応用を促進する。
- ・英国の地域における「持続可能な開発」を成し遂げるよう貢献する。

以上の目的達成のため、RDA は都市(non-rural)部のみならず周辺(rural)部をもカバーするものとする。

#### (5) 基本方針及び地域協議会

- ・RDA は DETR 大臣が策定する地域開発庁ガイダンス（基本戦略や考慮事項等）に沿って、基本方針(regional strategy)を策定する。
- ・DETR 大臣は、地域における代表とみなしうる適当な機関が存すると認めるときには、同機関を地域協議会(RC, regional chamber)に指定することができる。大臣は、RDA に対し、その権限行使に関し RC の意見を尊重するなどの指示を発することができる。RC が存しないときは、大臣は直接 RDA に必要な指示を与えることができる。

#### (6) 権限の概要

##### ①土地の帰属

DETR 大臣は、必要に応じ、地方公共団体等の所有する土地を RDA に所管替えするよう指示することができる。但し、既に公共の用に供している土地等は除く。

##### ②土地の取得

RDA は、所期の目的を達成するため、任意に又は DETR 大臣の指示により強制的に土地を取得することができる。

##### ③調査立ち入り

RDA より任命された者は土地の取得・補償のため、取得予定地等に対し立ち入り、調査を行う権限を有するが、それにより得た秘密を口外してはいけない。また立ち入り等を故意に侵害する者は罰金刑に処せられる。

##### ④既存道路との接続

RDA は、所期の目的を達成するため、地方道路庁（地方自治体）と協議し、同庁に対し「接続要請通知（＝地方道を関係する私道まで延長接続するように指示）」を発することができる。通知後 2 ヶ月以内に自治体は DETR 大臣まで不服申立てを行なうことができる。

##### ⑤財政的位置づけ

- ・DETR 大臣は大蔵省の承認を得て、RDA の財政権限を決定することができる。また RDA に余剰金が出たときは、一定額を国庫に返納するよう指示することができる。

- ・同大臣は、RDA に補助金(grants)を支出することができる。
- ・RDA は、同大臣の承認を得て、2 億ポンド(約 400 億円)又は同大臣が指示する額を超えない範囲で借入れを行うことができる。同大臣は、大蔵省の承認を得て、借入れ保証することができる。
- ・同大臣は、大蔵省の承認を得て、RDA に対し国家貸付基金(National Loan Fund)より貸付を行うことができる。
- ・RDA は会計年度(3月末締め)ごとに貸借対照表、損益計算書等の会計帳簿を準備しておかなければならぬ。

(注) このほか、国会提出法案(Bill)には、保守党政権下の都市開発公社のような地域限定の「開発許可 planning permission に関する権限」やそれを超えうる域内道路整備・交通規制権限が盛り込まれていたが、審議の途中で削除された。

#### (7) 既存機関からの承継

- ・DETR 大臣は、指示により、田園(郊外)開発委員会(RDC, Rural Development Commission)から RDA に対し、適當と思われる財産、権限等(職員を含む)を承継させることができる。また、残余の業務を他の公的機関へ引き継がせることができる。
- ・イングリッシュ・パートナシップス(EP, English Partnerships)についても同様とする。

#### (8) その他

- ・RDA は DETR 大臣の求めに応じて、情報・助言を提供するものとする。
- ・また同大臣に対し毎年度末ごとにその活動についての報告書を提出するものとし、また大臣の指示に応じ RC に対し必要な情報を提供するものとする。
- ・同大臣は、各 RDA の意見を聞き、地方公聴会を開催することにより、各 RDA の所管地域区分を変更することができる。但し、9つという数を増減してはいけない。
- ・また、同大臣は RDA の所与の権限行使に関して、RDA の意見を聞いた後、必要な指示及びガイダンスを発することができる。
- ・DETR 大臣以外の大臣であっても、RDA の所期の目的を達成すると考える範囲において、自己の権限を RDA に委任することができる。

### 2、具体的イメージ(英国北東部におけるケーススタディー-関係者へのインタビューを踏まえて)

#### (1) 財政面・事業面での承継

GOR から単一活性化補助金チャレンジファンド(SRBCF)を受け継ぎ所管する。また EP の

地方事務局が行っていた事業（地域再活性プロジェクト）も承継するとともに、RDC の行っていた郊外再生プログラムの管理も行なう。また、EU からの構造改善補助金の交付決定に際し先導的な役割を果たす。

資金借入は、上記1のとおり、各 RDA 当たり 2 億ポンド（約 400 億円）を基本上限として原則設定され、必要な土地の収用権限を有することとする。但し、中央政府からの補助金は以上のごとく限られており、地域における調達を原則とする。

この結果、今後 EP は中央本部のみの組織となり、いずれニュータウン委員会(CNT, Commission for Newtown)等との統合が予定される一方、99 年 4 月から RDC の再活性化部門以外は、カントリーサイド委員会(CC, Countryside Commission)と統合しカントリーサイド（田園）庁(CA, Countryside Agency)となる予定。GOR は、上記 SRBCF や EU Fund を除き、土地利用や住宅に関する現在の権限を引き続き行使する。

英国北東部の場合、SRBCF 予算は総計約 91 百万ポンドで 65 プロジェクトが採択されているとのこと。

## (2) RDA の組織構成

RDA の理事会は経済界を中心に構成する。但し、地方利益を反映させるため、4人の地方自治体代表、そして任意団体 Voluntary sector、観光当局 tourism 代表等から構成される予定。既に理事及び事務総長は DETR 大臣により任命済み。また同職員は、EP, RDC, GOR からの出向者が大半を占める予定であり、関係する資産（建物等）も引き継ぐ。

英国北東部地域の場合、RDA 職員は約 200 名となる見込み。うち、GOR から 15 名、RDC から 25 名、EP から 60 名程度移籍する予定であり、残余は既存の投資誘致のための地元自治体との第 3 セクターである Northern Development Company(NDC)の職員がそのまま RDA 職員となる。NDC は発展解消するが、他方 GOR 等からの移籍者は出向ではなく片道切符とのこと。これら既存組織の所在地は現在 5箇所にわかれしており、将来的に組織所在地をどうまとめ上げていくかが課題。そのために中央からの特別補助はない。また、北東部 RDA 理事長には NDC 社の現社長(Mr.Bridge)が任命されている。

## (3) 政策面

北東部ヒヤによれば、近々に DETR より Regional Development Strategy Guidance（仮称）が刊行される予定であり、4 月からは当面引き継ぎ業務を行うが、RDA 独自の経済戦略 Economic Strategy は 99 年 10 月以降を目途に打ち出していけるのではないか。同戦略に基づいた具体的なプロジェクトは 2000 年以降となろう。今後の数年間の動向が注目されよう。

## (4) 私的コメント（思いつくままに）

#### ・課税権限や計画権限がない。

そもそもスコットランドやウェールズの分権化時のように、課税権限や独自の議会の議論を含めて始まったものが尻っぽみした感は否めない。国会提出時法案にあった4条にわたる開発計画許可権限の付与条項もきれいさっぱり削除され（地方自治体の反対か）、今後都市計画権限を有する地方自治体部局との調整がどうされるのか注目される。中央レベルでも、都市計画権限は同じ DETR 内ながら計画部局が握っており、そこが出す RPG (Regional Planning Guidance, 地方開発ガイダンス) の改訂の行方に注目が集まっている、どれだけ RDA 施策と整合がとれるかが課題である。

思うに、対象地域は違うが保守党政権サッチャーリズムの落とし子である直轄方式の都市開発公社さえ計画許可権限はあった。にもかかわらずロンドン・ドックランドのように周辺部への道路アクセス・建設権限がないため交通渋滞を巻き起こしていった。これに対し、同公社と違い時限的な組織でないものの、今回はそのような権限付与条項は全く削除された中で、少なくとも都市再生面で何をどうしようというのか明確に主張が見えてこない。

#### ・DETR 省施策以外との関連

RDA は都市部の再活性化のみならず、郊外（田園部）の開発や地域振興、そして投資誘致、雇用開発、教育の向上をもその目的に含めた組織である。いわば道州制の権化のような組織なのであるが、関係する省庁も DETR のみならず、今後貿易産業省(DTI)や教育雇用省(DFEE)が RDA に期待する姿がどうなっていくのか注目される。DTI として、商工会議所や TEC (Training Enterprise Councils) と連携をとり、地元の中小企業支援策をサポートしていくらしく、これに沿った指示を RDA に出すものと考えるが、DETR からの指示と食い違った場合にはどう整合性をとるかについての調整規定は法律上無いように見受けられる。また、EU からの補助金については今後地域における確保作戦が激化しよう（英国北東部の場合ブラッセルにおいて既設事務所の機能を強化しようとしている）。

#### ・RDA は真に地方主導であり、一層効率的で一貫した組織となるのか。

RDA の理事は DETR 大臣による任命制である。基本方針や事業執行にあたっても中央政府のガイダンスが刊行されよう。財源もとりあえず国の補助制度を引き継ぎ、借入の際も勿論承認制である。これでは日本の公社・公団のたぐいとどう違うのかという疑問がわく。確かに、随所で RDA 自身や RC の意見を聞かねばならないし、RDA 理事はいわゆる天下りではないことは明白である。地域の熱意次第でどうにでもなるのかもしれないが、熱意がないとどうなるのか。北東部地域の人曰く「英國北部の 3 地域の熱心度は今でさえ強く、議論も大いに進んでいる。みな英國景気が先行き悪くなても大丈夫であるよう備えている。それに比べて南の地域は準備母体の設立さえままならないのではないか。」。今後、地方によつて進捗度合いに差が出てこよう。

他方、上記のとおり地域振興に関する中央組織を統合し、また関係地域団体の意見を吸い上げることにより「地域振興に対する一層効率的で一貫したアプローチが可能となる」ことが RDA の創設メリットであるといわれているが、その具体的な評価手法が未だ見えてこない。確立した政策評価のもと、具体的に査定されるようになるかどうか注目されよう。

#### ・RC の今後の行方はどうなるのか。

RC がどういう規模のどんな組織となるのか、これまでのところガイドラインは出ていない。

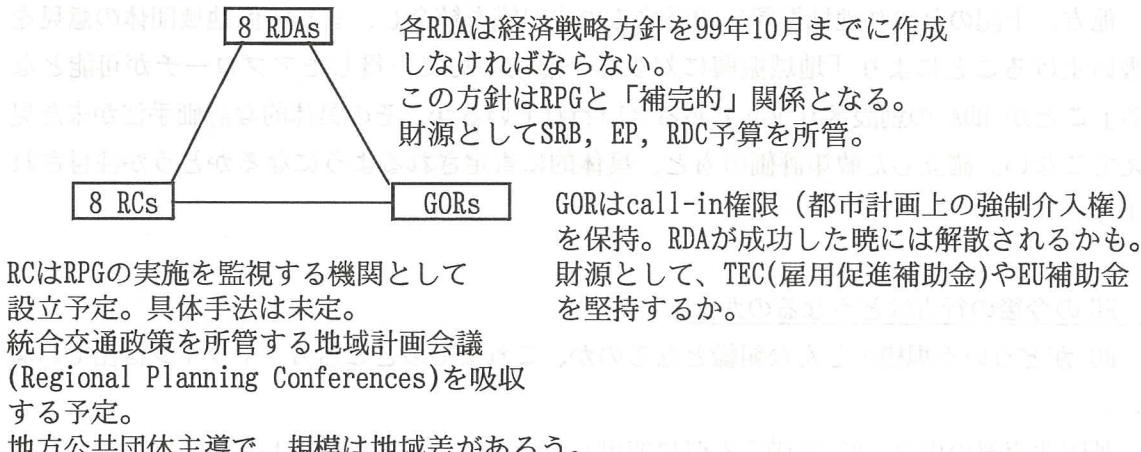
英国北東部の場合、RC 準備会を既に組織しており、62名が参加しているとのこと。地方自治体が6割、その他の地域団体（地元経済界、労働団体、教育団体、文化・観光団体等）が4割程度となっており、これを母体として、RC が創設されらしい。公選制でなく、また給与支給は想定されていないらしく交通費等の実費支給となる模様とのこと。地域によって RC 組織が柔軟であることは良いが、地方自治体（州や市）に屋上屋を重ねるだけにならないよう新味を出す必要があろう。

#### ・地方自治体や GOR との関係

驚いたのは、英国北東部の場合、個別地方自治体（例、ニューカッスル市のような大都市）の RDA に対する関心は概してそれほど高くないことである。各自治体は個別に投資誘致をこれまで一生懸命行ってきたわけであり、SRBCF も自己でこれまで受けている。未だ RDA が設立されていない段階であり理解が未だ低いせいからなのか、RDA についてコメントを求めて、「地域全体の振興を図っていくことは大切だが、自分たちの推進していくことと競合しないでほしい」といった感じである。北東部だけで120以上の自治体等が存するようだが、今後どういった形で地域発展を求めていくか（例、クラスター状型の都市再生か、中核都市づくりの重点投資型か）、わかりやすく自治体や住民に全体戦略をこまめに説明していかないといけないだろう。

北東部 GOR と RDA との関係は今後「StrategicかつOperationalな観点から密接に関係していくべきだ」と説明されたのみだが今後の動向が注目されよう。GOR の人も実際どう関係が調整されていくのか、力関係はどうなっていくのかは現段階ではよくわからないようだった。北東部 GOR の予算が年間約4.5 億ポンド（900 億円）・職員約250名というサイズからみると、一部移籍されたとしても、RDA と同等の規模は保つこととなる。参考までに Eatates Gazette 誌 98.12.12 号の関係予想図を掲載しよう。

（この図は、GOR と RDA の関係を示す予想図です。GOR は北東部の主要な自治体や機関を網羅する組織で、RDA はその下位組織として位置づけられています。両者の関係性は、今後どのように発展していくか注目されています。）



#### ・ロンドンの場合はどうか。

ロンドン地域（33区）においては既述のとおり、2000年5月までに同地域を代表する公選首長及び議会（25名の議員）から成る大ロンドン市(GLA, Greater London Authority)が設立され、それがRDAを所管するため、同地域のRDAの発足も2000年となる。他地域では、RDAにとってRCは単なる協議機関にすぎなかったのが、いわばここでは立場が逆転し、かつGLAに大規模計画許可権限が付与されることとなり統合交通戦略に関する施策もからむとなると、地域戦略の統合性は高まる事となろうしわかりやすい。またGLAの全体予算規模は当初33億ポンド（6600億円）程度に達する予定であり、いわば無俸給の非公選メンバー（北東部の場合）等から成る他地域RCと比べると格段の差がある。こうなると地域振興ではなく、大都市圏整備の観点であり、また国際競争力の充実という観点が重要となってくる。

#### ・余談

天下のニッサン、コマツ等有数の生産工場を含む英国北東部地域は、好景気の真っ直中にもかかわらず、失業率は8.5%（96年）、勤労者平均年収（税込み）1.8万ポンド（360万円）である。北東部関係者間には、今後の景気下降予測に向けて準備を万端に整えなくてはならないという姿勢が随所に見受けられた。

その中でも小生がショックを受けたのは、SRBCFの某地域プロジェクトの都市再生の目玉として、「Third Generationの教育・就業の促進」という言葉を真剣に担当者が述べたことである。英国流行りのキャッチフレーズかというとそうではなく、「祖父も父も仕事に就いた経験がない子（第3世代）をどうやって教育し、就業させるか」ということだそうである。確かに現代的なビジネスパークはニューカッスル市でも形成されつつある。しかしそれに隣接するいわばスラム街の人々がそこで必要とされる高度な仕事に就けるわけではなさそうだ。英国における「都市再生・都市再活性化」とは、日本でいうハード面を中心の再開発とは違い（予算もないし、地震がないので建物は壊れず改築で事足りる）、教育・雇用・コミュニティ社会の回復といったソフト施策が中心とならざるを得ないわけが

多少わかった気がする。

### ③ 既存都市機能の開発（外）

#### ・参考文献

- 環境交通地域省 URL <http://www.detr.gov.uk/thisis/detr.htm>
- 日本開発銀行ロンドン事務所 L-25 (99年1月)  
「英国における地域開発の新たな流れ-RDAは地域開発の切り札となりえるか」
- 拙稿 (in 民間都市開発推進機構・都市研究センターのアーバンスタディ(98年9月号))

この段落では、既存都市機能の開発について述べる。既存都市機能の開発は、既存の都市機能を活用して、新しい開発を実現する方法である。既存都市機能の開発には、既存の施設や建物を改修・拡張する「リノベーション」と、既存の施設や建物を活用して、新しい施設や建物を建設する「再開発」がある。

### 既存都市機能の開発

既存都市機能の開発は、既存の施設や建物を改修・拡張する「リノベーション」と、既存の施設や建物を活用して、新しい施設や建物を建設する「再開発」がある。既存都市機能の開発は、既存の施設や建物を改修・拡張する「リノベーション」と、既存の施設や建物を活用して、新しい施設や建物を建設する「再開発」がある。

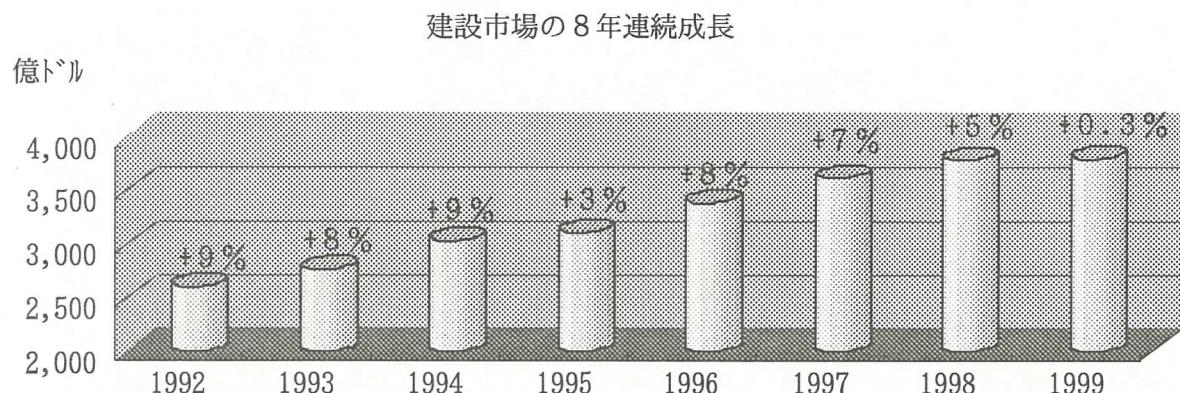
都市機能	既存都市機能の開発		
	リノベーション	再開発	新規開発
商業施設	100.0	100.0	100.0
オフィスビル	80.0	80.0	80.0
住宅	60.0	60.0	60.0
教育施設	50.0	50.0	50.0
医療施設	40.0	40.0	40.0
文化施設	30.0	30.0	30.0
運動施設	20.0	20.0	20.0
公園	10.0	10.0	10.0
公共交通機関	5.0	5.0	5.0
その他	5.0	5.0	5.0
合計	300.0	300.0	300.0

## IV. 米国の建設市場予測 '99

米国建設市場の各機関による 1999 年の予測記事が、1999 年 1 月 25 日号および 1998 年 11 月 2 日号の ENR 誌に掲載されている。その中からいくつか紹介する。

### ・ F. W. Dodge (McGraw-Hill Construction Information Group)による予測

1999 年の建設市場は、部門別では強さと弱さが混在し、全体としては昨年同様の規模となる見通しである。建設工事契約高(名目)では、前年比 0.3% 増の 3,745 億ドルになると予想されるが、これは過去 7 年連続で増加してきた記録を更に更新するものである。ただし、インフレ調整後の実質では若干の減少となる。



### 建設工事契約高 (名目)

(単位: 百万ドル)

	1997 実績	1998 見込	1999 予測	伸び率(%)	
				97-98	98-99
民間建設工事合計	356,178	373,300	374,500	4.8	0.3
住宅	152,156	168,550	162,150	10.8	△ 3.8
一戸建	129,960	145,475	137,500	11.9	△ 5.5
集合住宅	22,196	23,075	24,650	4.0	6.8
非住宅	135,332	137,275	140,450	1.4	2.3
オフィスビル	21,514	25,525	27,750	18.6	8.7
店舗、S.C.	16,038	16,750	16,375	4.4	△ 2.2
その他商業施設	20,601	21,800	20,425	5.8	△ 6.3
生産施設	13,841	11,500	11,575	△ 16.9	0.7
教育施設	25,617	25,750	27,500	0.5	6.8
医療施設	11,499	11,150	11,200	△ 3.0	0.4
その他非住宅	26,222	24,800	25,625	△ 5.4	3.3
土木計	68,690	67,475	71,900	△ 1.8	6.6
高速道路、橋梁	34,016	32,700	35,625	△ 3.9	8.9
上下水道	14,886	14,825	15,450	△ 0.4	4.2
その他公益事業	19,788	19,950	20,825	0.8	4.4

工事種類別では、住宅が昨年の 10.8% 増から 99 年は△3.8% と減少に転じるが、特に一戸建の減少の影響が大きい。商業関連施設も平均で昨年の 5.2% 増から△4.5% へと減少する見通し。一方、高速道路および橋梁は、昨年の△3.9% から 99 年は 8.9% の増加に転じる。また、オフィスビルは昨年 18.6% 増、99 年は 8.7% 増と引き続き好調である。

#### ・アメリカ合衆国商務省による予測

98 年の建設工事新規着工額は、過去最高の 6,350 億ドルとなり、インフレ調整後の実質で 2.6% の増加となる見込である。

99 年は、民間非住宅建設部門がオフィスビルや教育施設の好調により 2.1% 増となる。公共工事も 3.7% 増と安定して増加が見込まれる。しかしながら、住宅については 1.4% の減少が予想され、建設工事全体としては 1.0% の増加となる見通し。(右図)

#### ・FMI Corporation による予測

99 年の建設市場は、好調部門と低調部門とが分かれる可能性があるが、好調傾向が低調傾向を優り、全体では昨年 4.4% の増加に対して、1.2% の増加となると予測する。

民間非住宅で特に好調なのはオフィスビルであり、8.8% の増加を見込む。反対に低調なのは、宿泊施設、商業施設、倉庫、娯楽施設、宗教施設などであり、結果として民間非住宅合計で 1.2% の減少となる。また、住宅建築は 4.5% の増加を予測する一方、土木工事は TEA-21 による高速道路建設への影響は 2000 年までないなどとして 2.1% の減少を見込んでいる。

以上各機関の予測を紹介したが、99 年の米国建設市場は、アジアや南米の経済不況の影響や証券市場の不安定さなどが懸念され、景気の不透明感があるなかで、個別の市場予測にばらつきが見られるものの、建設市場全体としては高水準な活動を維持するというのが大方の見方である。

建設工事着工額予測(実質)～米国商務省

	伸び率 (%)	
	97-98	98-99
建設工事合計	2.6	1.0
住宅	1.4	△ 1.4
一戸建	0.0	△ 4.0
集合住宅	3.1	3.0
改修	4.0	3.0
民間非住宅	2.8	2.1
生産施設	△ 1.9	2.0
オフィスビル	5.2	4.9
宿泊施設	7.3	0.0
その他商業施設	2.9	0.0
宗教施設	4.2	2.0
教育施設	10.0	6.5
医療施設	0.9	2.5
通信関連	2.0	1.9
鉄道	2.4	2.3
電気、ガス	3.0	2.9
公共工事	4.4	3.7
住宅、再開発	2.5	2.4
教育施設	10.0	6.1
医療施設	0.0	0.0
高速道路	4.0	3.9
環境保全・開発	2.1	0.0
下水道	0.0	3.5
上水道	5.8	1.8

(担当：飯田)

# 建設経済研究所のホームページ

HPアドレス <http://www.rice.or.jp>

E-MAIL rice2@magical.egg.or.jp

財団法人建設経済研究所では、ホームページを開設し、最新の発表内容について掲載しています。ぜひともご活用ください。

## 掲載内容一覧

### <研究所の紹介>

- ・あいさつ
- ・組織・機構
- ・研究テーマ
- ・所在地案内

### <建設経済に関する情報>

- ・建設経済予測（四半期予測）
- ・アジアコンストラクト会議
- ・ユーロコンストラクト会議
- ・海外諸国の建設産業構造に関する調査研究報告

### <最近の発表について>

- ・日本経済と公共投資概要版（No.30～32）
- ・研究所だより（Monthly）
- ・第15次欧米調査報告書
- ・第4回アジアコンストラクト会議概要
- ・主要建設会社決算分析（詳細版）
- ・主要建設会社の経営及び資産・債権債務の推移と現状（1983～97年度）概要
- ・地方公共団体の「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」～平成9年度の実施状況フォローアップについて
- ・季刊 建設経済予測（建設投資の見通し）
- ・明日の社会資本を考えるシンポジウム
- ・「日本経済と建設産業」講演会
- ・社会資本読本
- ・公共投資レポート

### <English Home page（英語版）>

- ・研究所の紹介
- ・アジアコンストラクト会議
- ・ユーロコンストラクト会議
- ・建設経済予測（四半期予測）